

令和5年10月10日

保護者様

南の丘学園袋井市立袋井南中学校長 小嶋 久典

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染に伴う対応について

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、すでに5月に新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、インフルエンザや新型コロナウイルスに感染した場合の対応についてお知らせしてあります。

今週に入り、急激な感染拡大が見られた学年があったため、複数の保護者の方から、対応についてのお問い合わせをいただきました。

つきましては、生徒が医療機関を受診して、インフルエンザあるいはコロナウイルス感染症と診断された場合には、下記の対応を御確認ください。お子様の体調管理や罹患時の対応について、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 生徒自身が医療機関を受診して、インフルエンザまたはコロナと診断された場合

- (1) 生徒自身がインフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に罹患したことを、学校までコドモンで連絡してください。
- (2) **学校HPまたはコドモンの「資料室」から「経過観察表」をダウンロードし、印刷して、毎日朝夕の体温を記録してください。**
(もし、ダウンロードできない場合は、学校まで対応を御相談ください。)
- (3) インフルエンザの場合は、発症後5日かつ症状が軽快後に2日が経過したら、登校する旨をコドモンで連絡した上で、学校に登校させてください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の場合は、発症後5日かつ症状が軽快後に1日が経過したら、登校する旨をコドモンで連絡した上で、学校に登校させてください。
- (5) **生徒が登校する場合は、必ず経過観察表を持参させてください。そして、まず保健室に行くようにさせてください。**養護教諭に学校保健安全法に定められた出席停止期間が経過したことを確認後、許可されてから教室に移動させます。

2 児童・生徒本人に発熱や風邪等の症状がある場合

- (1) **発熱や風邪症状だけでは、生徒は出席停止にはなりません。**インフルエンザウイルスまたは新型コロナウイルス感染の可能性もありますので、状況によって速やかに医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。
- (2) 発熱や風邪症状がある場合や検査を実施した場合は、症状が回復するまであるいは検査結果が明らかになるまでは登校を控えてください。

3 その他

- (1) **マスクの着用は個人の判断となりますが**、感染拡大時は御準備ください。
- (2) 感染拡大時や学級閉鎖となった場合は、以前と同様に、毎朝検温を行い、その結果をコドモンに入力していただくよう依頼する場合があります。
- (3) 何か御不明な点がありましたら、学校まで御相談ください。

担当 教頭(神田)
電話 42-3161